

令和8年度

政策オリンピック
ひきこもり支援アイデア募集

募集要綱

令和8年4月

健康福祉部保健医療課

<お問い合わせ先>

岐阜県 健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8278 (直通)

1 目的

県では、平成28年に県精神保健福祉センターに「岐阜県ひきこもり地域支援センター」を開設し、当事者や家族の方に対する相談支援の他、支援団体と連携した「居場所づくり」に加え、「普及啓発」「人材育成」、市町村の「体制整備」に取り組んでいるところです。

今回、「当事者が自分らしく生活を送るための支援」について、新たな施策を立案するにあたり、今回、広く県民の皆様からひきこもり支援に関するアイデアを募集することとしました。応募いただいたアイデアについては、審査を行った上で、令和9年度以降の県の事業に反映していきます。

「ひきこもり」の定義

ひきこもり支援における対象者とは、社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や様々な生きづらさを抱えている状態の人です。

2 募集の概要

(1) 募集内容

当事者が自分らしく生活を送るための「ひきこもり支援」に関するアイデア

【アイデアの例】

※県内支援団体の活動に広がり生まれ、継続的に活動ができるアイデア

※ひきこもり当事者や経験者からの目線で行政が新たに取り組むべきアイデア

※市町村のひきこもり支援担当の視点で県が取り組むべきアイデア

(2) 提案者から聴取する内容

- ・アイデアのタイトル
- ・アイデアの内容・ねらい
- ・提案する理由、背景、期待できる効果
- ・提案者の情報（氏名又は団体名、住所、連絡先）

(3) 応募資格

以下のいずれかに該当する人・団体等が提案できます。

○県内に居住、通勤・通学する方

○県内に事業所等を有する企業、その他団体（市町村を含む）

3 本県におけるひきこもり支援の概要

本県におけるこれまでのひきこもり支援の概要に関しては、**別添資料**「岐阜県ひきこもり支援のあり方に関する指針」を参照願います。

4 応募方法

(1) 募集期間

令和8年4月28日（火）～6月16日（火） 17時15分[必着]

※提出期限を過ぎてから届いたものは不採用となります。

(2) 内容等に関する質問書の受付及び回答

ア 質問書受付期間

令和8年4月28日（火）～6月9日（火） 17時15分[必着]

イ 質問提出方法

質問書を下記ホームページよりダウンロードいただき、質問事項を記載した質問書を岐阜県保健医療課宛に電子メールにより提出してください。

なお、他の方法での質問を希望される場合は、本要綱表紙のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、お電話でのご質問はご遠慮ください。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/493757.html>

【岐阜県保健医療課メールアドレス】

電子メール c11223@pref.gifu.lg.jp

ウ 質問への回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他不当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページにて公表することにより回答します。

(3) 応募方法

以下のア、イ又はウのいずれかの方法で提出してください。電話や口頭によるアイデアの提案はできません。

なお、提出された内容について、必要に応じ、記載内容の確認をさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

ア. インターネットでの応募

以下応募フォームから必要事項を記載の上応募。

【URL】 <https://logoform.jp/form/T8mB/1538778>

【二次元コード】



イ 電子メールでの応募

「政策オリンピック ひきこもり支援 アイデア募集 応募用紙」(以下「応募用紙」という。)を以下のURLからダウンロードし、氏名又は団体名、住所、連絡先を明記の上、以下のアドレスに送信してください。

岐阜県保健医療課において受信が確認できましたら、いただいたメールへの返信により、受信を確認した旨ご連絡します。送信後3日以内(土日、祝日除く)に、返信がない場合は、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【応募用紙ダウンロードURL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/493757.html>

【提出先】

岐阜県保健医療課メールアドレス

電子メール c11223@pref.gifu.lg.jp

※メールの件名を「政策オリンピックへの応募」としてください。

【受信確認の返信がない場合の連絡先】

岐阜県保健医療課精神保健福祉係 電話番号 058-272-8275 (直通)

ウ FAX又は郵送での応募

応募用紙を以下のURLからダウンロードし、氏名又は団体名、住所、連絡先を明記の上、FAX送信又は郵送してください。FAX番号、郵送先は以下のとおりです。

なお、送信又は郵送の後、岐阜県保健医療課まで送信又は郵送した旨、電話連絡をお願いします。電話番号：058-272-8275 (直通)

【応募用紙ダウンロードURL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/493757.html>

【FAX番号】 058-278-2624

【郵送先】 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県保健医療課精神保健福祉係

※封筒に「政策オリンピックへの応募」と記載してください。

5 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- ア 4 (1) に定める募集期間を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ この要領に違反すると認められる場合
- オ その他応募に関して県の指示に従わなかった場合

(2) 費用負担

提案書の提出等に要する経費は、全て提案者の負担とします。

(3) その他

ア 提案書の提出をもって、提案者がこの要領の記載内容に同意したものとみなします。

イ 提出された事業実施提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。

エ 氏名等を記載しない場合は、匿名も可とします。ただし、県から連絡先することがあるため連絡先は記載願います。

6 アイデアの審査

(1) 審査方法

「(2) 審査項目及び審査内容」を基に、県が審査を行います。なお、提案内容が、明らかに「1 目的」に記載する趣旨を逸脱したものであると県が判断した場合は、当該アイデアについては審査を行いません。

(2) 審査項目

提案内容、提案の実現性・発展性といった観点から審査を行います。

(3) 審査結果

審査したアイデアについては、今後、県の令和9年度当初予算に反映させるため、原則予算発表時に公表することとし、個別の連絡は行いません。審査結果を公表する際は、提案者の氏名は原則非公表とします。但し、公表する場合は、提案者に確認します。

7 アイデアの取扱い

令和9年度以降の県の事業に反映する前提でアイデアを募集します。

審査したアイデアを県事業として実施する際には、アイデアの一部を修正、若しくは複数のアイデアを組み合わせる場合があります。